

江東区地域福祉計画

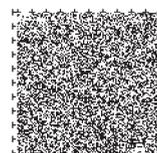
(令和4年度～7年度)



一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち



江東区



地域福祉とは？

「地域福祉」とは、地域住民や様々な関係者が協力し、互いに支えあい、誰もが安心していきいきと暮らすことができる地域をつかっていく取組のことです。



自助

日常の健康管理や災害への備え、生きがいつくり等、困難に陥らないために自ら行う取組



公助

「地域づくり」のための行政機関による支援



共助

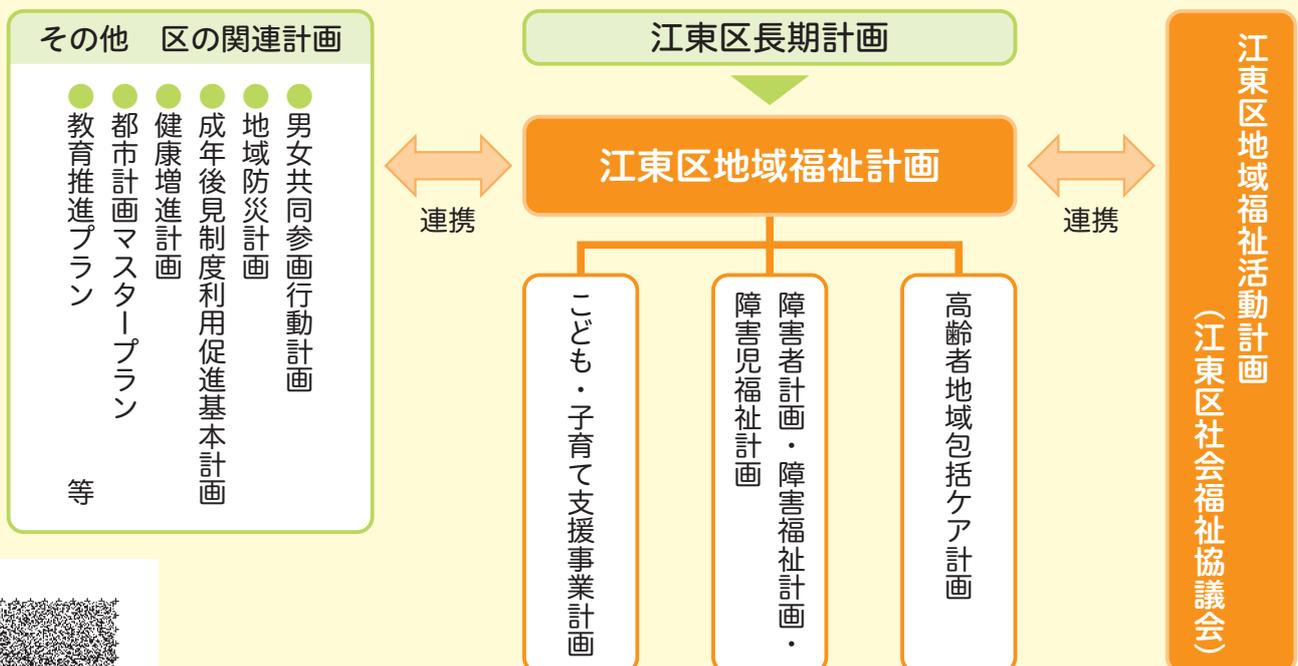
日々の見守りや支えあい、問題の早期発見、災害時の避難支援等といった取組は、「地域」が主体

どんな計画？

地域福祉計画は、「江東区長期計画」に基づく個別計画のひとつであり、福祉分野の「上位計画」として、高齢・障害・こども等の福祉の各分野に共通する、地域福祉を推進する基本的な指針となるものです。



関連計画との位置づけ



区と社協との連携

本計画は、江東区社会福祉協議会が策定する「江東区地域福祉活動計画」と密接に連携し、区と社会福祉協議会が協力して地域福祉を推進します。

地域福祉の基本理念、地域課題、地域資源
(共有)

区

- 江東区の基本理念
- 体制構築と仕組みづくり
- 人に優しい社会形成
- 基盤整備

地域福祉計画

住民参加の支援、
福祉活動の活性化、
拠点整備

連携

社会福祉協議会

- 社会福祉協議会の事業計画
- 住民・地域・企業等と連携する地域福祉活動の具体的な取組

地域福祉活動計画

区民や関係者の声

計画策定にあたり、生活上の困りごとや福祉行政の課題などについて、区民、町会・自治会、福祉関係団体、行政（区職員）などから幅広く意見を募集しました。

パブリック
コメント

区民
アンケート

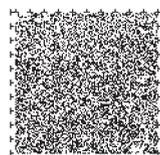
江東区地域福祉計画策定会議
(外部有識者、公募委員等)

意見募集

- 区民
- 関係団体（高齢、障害、子ども、青少年、教育、医療等）
- 区職員
- 社会福祉協議会職員



(江東区地域福祉計画策定会議)



■ 基本理念

基本理念は、本来あるべき地域福祉に関する基本的な考えであり、江東区で実現すべき地域福祉の将来像です。江東区地域福祉計画策定会議で話し合い決定しました。

基本理念

**一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、
誰もが笑顔で安全に暮らせるまち**

『一人ひとりの尊厳が守られ』は、多様な価値観をお互いに認めあい、一人ひとりの権利が大切にされる地域社会を表します。

『地域でともに支えあい』は、制度や分野の垣根を取り払い、「支え手」「受け手」という関係を超えて、どんな時も寄り添い、助けあう活動が広がる地域社会を表します。

『誰もが笑顔で安全に暮らせるまち』は、区民、地域、団体、企業等のつながりの中で誰もが安全に安心して自分らしく生き、すべての老若男女に自然と笑顔があふれる地域社会を表します。

■ 基本方針

基本方針は、基本理念の実現に向けて展開する施策の方向性です。

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

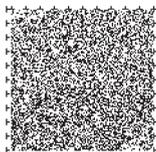
地域の助けあいや見守り等、区民同士の日ごろの多様なつながり（地域のつながり）、所管分野を超えた行政内部のつながり（行政のつながり）、地域と行政との連携・協働（地域と行政のつながり）の「3つのつながり」をつくり、包括的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

少子高齢化・核家族化の進行や感染症の流行等、私たちの暮らしを取り巻く状況が大きく変化する中で、多様性を認め、区民の生命と暮らしを守る社会の形成に向けて、一人ひとりの尊厳を守り、本人の希望に応じた社会参加ができる環境整備を進めます。

基本方針Ⅲ 地域福祉の基盤をつくる

地域福祉の向上に資する取組を進めるうえで共通して必要となる基盤として、わかりやすい情報発信、福祉人材の確保・育成、共生社会への意識啓発等の取組を進めます。



■ 包括的な支援体制

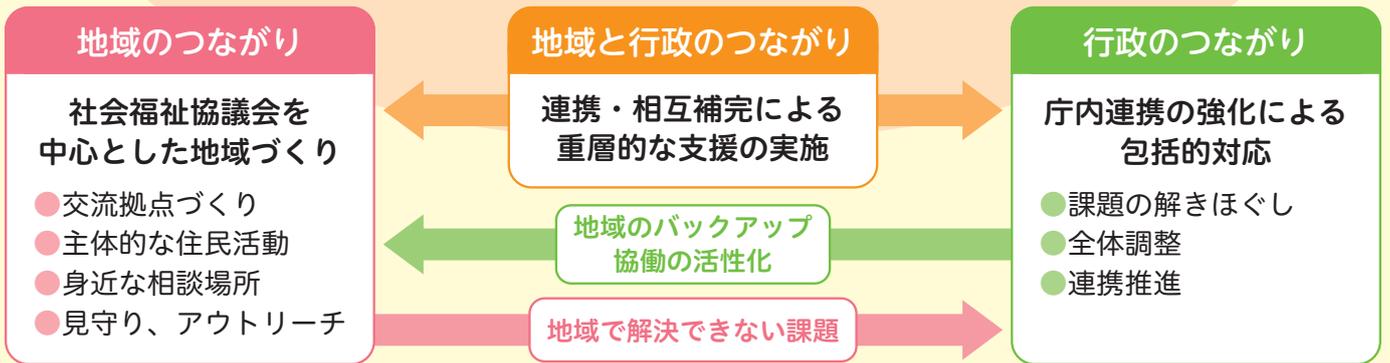
本計画に基づき、区では困りごとを抱える方が必要な支援を一体的に受けられるよう、地域、行政、地域と行政の3つのつながりづくりを進め、公的な支援と地域の支えあいによる支援が重層的に機能する、包括的な支援体制を構築します。

※「支え手」「受け手」という固定的な関係ではなく、互いに支えあう関係づくりが重要です。



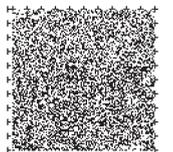
様々な課題を抱えながら、
解決する人・家族
(地域住民)

要介護・障害・生活困窮・ひきこもり・虐待・認知症・こども・外国人・LGBT等
制度の狭間・複合的な問題



期待される役割や取組例

区民	<ul style="list-style-type: none"> ■ あいさつや声かけ、見守り等、ご近所との交流を行う ■ 地域で起こる様々な問題に向きあい、適切な窓口につなぐ等の解決を図る 等
各団体※	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の課題に積極的に関わる ■ 団体同士の連携を強化する 等 <p>※各団体は、地域福祉活動に携わる個人を除くあらゆる活動主体</p>
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の拠点としての機能を備え、身近な相談や居場所づくり、活動支援を行う ■ 地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ活動を強化する 等
区	<ul style="list-style-type: none"> ■ 庁内各課が迅速に連携し適時適切な支援を行う ■ 区民や団体が上記のような取組ができるよう適切な支援を行う 等



施策の推進

基本方針Ⅰ 3つのつながりをつくる

包括的な支援体制の構築に向け、「地域のつながり」、「行政のつながり」、「地域と行政のつながり」の「3つのつながり」をつくります。

施策1 地域のつながりをつくる

地域に対する区民意識の変化等により地域コミュニティの希薄化が進む中、区民に最も身近な地域のつながりの再生に向けて、気軽に集える場の創設、地域ネットワークの構築、区民や団体が様々な課題に主体的に関わる体制の充実を図ります。

取組方針

- 1-1 気軽に集える場の創設
- 1-2 地域ネットワークの構築
- 1-3 身近な相談支援体制の充実

施策2 行政のつながりをつくる

福祉制度の狭間で支援が届かないケースや個人、世帯で複数の課題が重なるケースが顕在化する中で、多様化するニーズに対応する体制の強化に向けて、行政内部の一層の連携強化を図り、包括的な相談支援を実施する組織運営を進めます。

取組方針

- 2-1 行政内部の連携強化
- 2-2 組織横断的な相談支援体制の構築

施策3 地域と行政のつながりをつくる

地域ごとの特性やインフォーマルな社会資源等、地域の持つ強みと行政の実施する施策をあわせ、相互に補完する形で包括的な支援体制を構築するため、地域と行政の一層の連携・協働を推進します。

取組方針

- 3-1 区民や地域活動団体等との連携・協働の推進



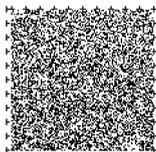
地域の取組

多機能型地域福祉活動拠点は、地域の居場所

多機能型地域福祉活動拠点は、町会・自治会、民生・児童委員、ボランティアグループ、NPO等、地域の住民が主体となり、多世代交流や見守り、子育て支援等、様々な地域課題の解決に取り組む「地域の居場所」のことです。



多世代交流の里 砂町よっちゃん家



基本方針Ⅱ 誰もが大切にされる社会をつくる

個人の尊厳が守られ、誰もが大切にされる社会をつくります。

施策4 人に優しいまちをつくる

高齢者、障害者、こども、外国人等、誰もが利用しやすい安全で安心なまちづくりに向けて、日常生活における移動手段の充実や、建物、駅、トイレ、歩道等のバリアフリー化を官民連携により進めます。

取組方針

4-1 まちのバリアフリー化の推進

施策5 一人ひとりの尊厳を守る

誰もが人権が守られ、自分らしい暮らしができる社会に向けて、意思決定への支援、虐待やDVの防止と適切な対応等、一人ひとりの暮らしを支える取組を進めます。

取組方針

5-1 意思決定支援の推進

5-2 あらゆる暴力の防止

5-3 自立支援の促進

施策6 災害時の福祉を向上させる

災害発生時に安全に安心して避難できる地域づくりに向けて、日ごろから災害に備える防災教育、災害時要配慮者の支援のあり方の検討を進めます。

取組方針

6-1 災害時要配慮者対策の推進

施策7 誰もが社会参加できる仕組みをつくる

誰もが社会に参加しやすい環境の整備に向けて、就労や生涯学習を通じた一人ひとりの能力発揮への支援、ボランティア活動等を通じて地域に関わりやすくする仕組みづくりを進めます。

取組方針

7-1 誰もが活躍できる場づくり

地域の取組

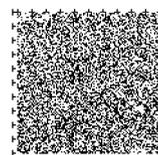
認知症カフェと認知症家族交流会

認知症カフェは、認知症の方とその家族、地域住民の誰もが気軽に参加し集える活動拠点です。認知症の早期発見・早期対応、家族の介護負担の軽減、地域住民の認知症への理解を深め、認知症の方を地域で支えていく体制づくりを目的としています。

認知症家族交流会は、長寿サポートセンターが実施する、認知症の方を介護する中で感じる悩みや疑問を話しあう介護者同士の交流会です。



認知症カフェ「しゃべり場」
脳トレ体操の様子



情報・人材・サービス等、基本理念の実現や地域福祉の推進に向けたすべての取組を進めるために必要となる「地域福祉の基盤」をつくります。

施策8 情報の適切な活用を図る

誰もが等しく必要な情報を簡単に入手できるよう、わかりやすい情報発信や情報のバリアフリー化、関係者間の情報共有と活用の検討、デジタル社会の広がりを福祉分野に活用する取組を進めます。

取組方針

- 8-1 わかりやすい情報の発信
- 8-2 関係者間での情報の共有
- 8-3 福祉分野におけるICT等の活用

施策9 福祉の質を向上させる

質の高い福祉サービスの提供に向け、地域福祉に関わる人材の育成、福祉事業者のサービスの質を高める取組への支援、伴走型支援やアウトリーチ型（訪問型）支援等の充実に取り組みます。

取組方針

- 9-1 福祉人材の確保・育成
- 9-2 サービスの質の向上
- 9-3 積極的な支援の実施

施策10 啓発活動を推進する

性別や年齢、価値観等の違いをお互いに認めあい、一人ひとりの個性が尊重される社会の形成に向けて、多様性や共生社会に対する理解促進を図ります。

取組方針

- 10-1 共生社会への意識向上

江東区地域福祉計画 (概要版)

令和4年3月

印刷物登録番号(3)119号

発行 江東区福祉部福祉課
〒135-8383 東京都江東区東陽4-11-28
電話番号：03-3647-9111（代表）
FAX：03-3647-9186

